

○文部科学省告示第六十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和五年八月一日

文部科学大臣 永岡 桂子

ひまわりの静物	カーネーションの花瓶	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	令和五年六月三十日	指定をした日
同右	令和五年九月一日から令和六年二月二十九日まで	指定の有効期間
同右	公益財団法人SOMPO美術財団 理事長 櫻田 謙悟 東京都新宿区西新宿一―二十六―一 日本放送協会 展開センター事業主幹 田中 良憲 東京都渋谷区神南二―二―一 株式会社NHKプロモーション 代表取締役社長 有吉 伸人 東京都渋谷区神山町五―五 日本経済新聞社 文化事業局長 歸山 健一 東京都千代田区大手町一―三―七	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
同右	SOMPO美術館 東京都新宿区西新宿一―二十六―一 令和五年十月十七日から令和六年一月二十一日	並びに指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。